

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年10月9日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 人事委員会事務局
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

監査結果 (対象機関)	措置の状況
指導注意事項 超過勤務手当について 超過勤務手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。	超過勤務手当の過払分については、平成21年7月分の給与から返納済みである。